

「お試し購入」の化粧品で皮膚障害？

事例

S N S 広告を見て美容液をお試し購入したが、顔が赤くなりかゆみも出たので使用を止めた。いつでも解約できるという広告だったので、解約を申し出ると4回の継続購入が条件と言われた。肌に合わないので解約したい。

(30代、女性)



◎ 肌に異常が生じたら直ちに使用を中止！

症状がひどい場合は、使用した化粧品を持参して皮膚科を受診しましょう。

◎ 1回分を購入し、事前にテストをして肌に合うか確認！

「敏感肌用・肌に優しい」などの記載があっても、自分に合わない可能性もあるので、慎重に検討しましょう。

◎ 定期購入には注意！

「お試し・初回限定・解約可能」等のネット広告のほとんどが定期購入の販売です。ネット通販はクーリング・オフができないため要注意！

注文する前に、定期購入の商品かどうか、肌に合わなかった場合に返品できるか確認しましょう。(裏面参照)



あきらめず消費生活センターに相談しましょう！



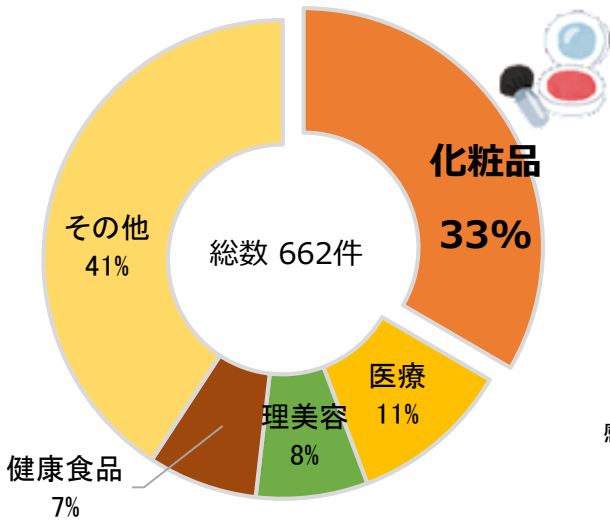
兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

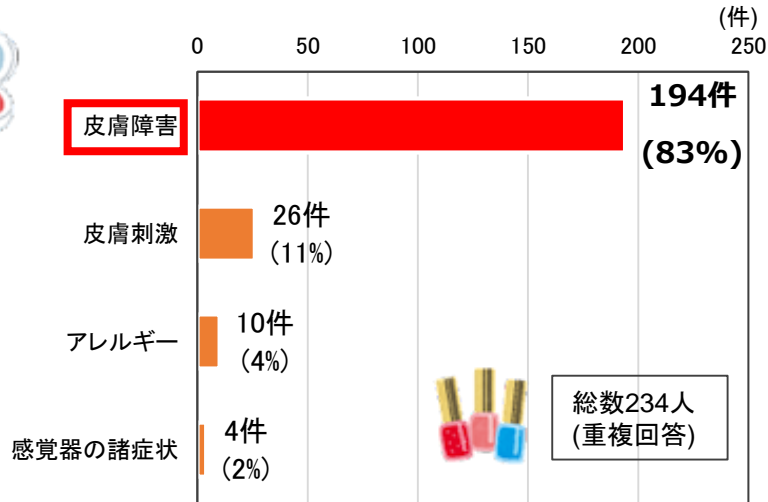
TEL: 078-303-0999 【消費生活相談】

【「化粧品危害」の相談データ（兵庫県内消費生活センター受付）】

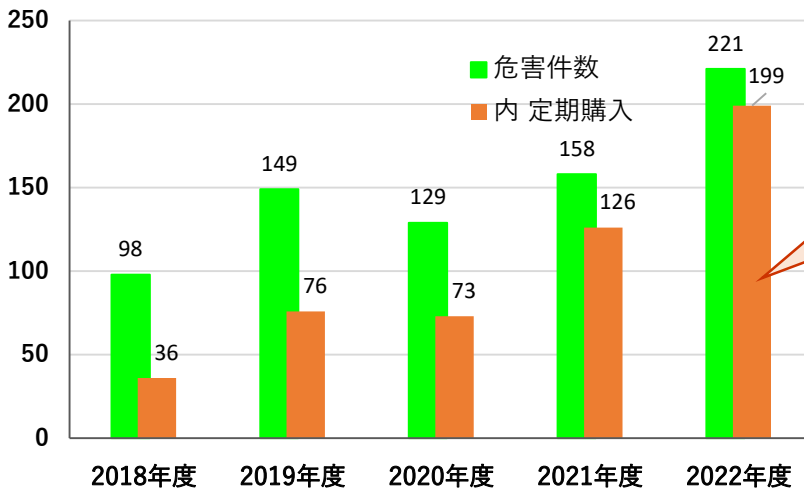
危害を受けた商品(2022年度)



化粧品の危害内容(2022年度)



化粧品危害の年度別苦情件数と定期購入件数



化粧品危害の9割が「定期購入」での契約トラブル！

【定期購入の確認ポイント】

① 1回限りの購入ですか？

☞ 「〇か月コース」「定期」「自動更新」などの表示があれば2回目以降も届きます。

② 2回目からはいくらですか？

☞ 「初回」と「2回目以降」の価格は違います。

③ 解約の方法は？

☞ 「1回限り」で、「簡単」に、「無料」で解約できますか？

いざ解約をしようとする、連絡が取れないケースや追加支払いを求められる事例もあります。



上記①②③の内容については、特定商取引法（令和4年6月1日改正）により、注文の最終確認画面で明確に表示しなければいけません。勘違いさせる表示により申込をした時は、契約を取り消せる場合があります。

（出典）チラシ「ちょっと待って!!そのネット注文“定期購入”ですよ！」（消費者庁）

